

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 返還実施計画等（第八条―第十一条）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置</p> <p>第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十二条―第十八条）</p> <p>第二節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十八条の二・第十八条の三）</p> <p>第四章 総合整備計画等（第十九条―第二十五条）</p> <p>第五章 拠点返還地の指定等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 特定給付金の支給（第二十九条）</p> <p>第七章 雑則（第三十条―第三十二条）</p> <p>第八章 罰則（第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（略）</p> <p>第二章 返還実施計画等</p> <p>（略）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置</p> <p>第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 返還実施計画等（第八条―第十一条）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十二条―第十八条）</p> <p>第四章 総合整備計画等（第十九条―第二十五条）</p> <p>第五章 拠点返還地の指定等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 特定給付金の支給（第二十九条）</p> <p>第七章 雑則（第三十条―第三十二条）</p> <p>第八章 罰則（第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（略）</p> <p>第二章 返還実施計画等</p> <p>（略）</p> <p>第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置</p>

(特定駐留軍用地の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項及び第十八条の二第一項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十四条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。

2 〽 7 (略)

第十三条 〽 第十八条 (略)

第二節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

措置

(特定駐留軍用地跡地の指定)

第十八条の二 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなった時から、その効力を生ずる。

(特定駐留軍用地の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十四条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。

2 〽 7 (略)

第十三条 〽 第十八条 (略)

(新設)

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。

6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。

7 内閣総理大臣は、一の特定駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合には、前項の規定にかかわらず、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間（返還された区域に係る土地が段階的に特定駐留軍用地跡地の指定を受けた場合にあつては、当該指定を受けた全ての特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡される時又は当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時）は、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時のいずれか遅い時までの間）は、特定駐留軍用地跡地の指定の解除をしないことができる。

8 第二項及び第三項の規定は第五項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除及びその区域の縮小について、第三項の規定は第六項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

（特定駐留軍用地に関する規定の準用等）

第十八条の三 第十三条から第十八条までの規定は、特定駐留軍用地跡地について準用する。この場合において、第十三条第一項中「当該特定駐留軍用地の返還後の跡地」とあるのは「当該特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地」と、第十八条第二項中「かつ」とあるのは「かつ、特定駐留軍用地跡地でなくなった土地（「と」、「土地」とあるのは「ものに限る。」）」と読み替えるものとする。

2 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十三条第一項の規定により定められた特定事業の見通しは、前項において準用する同条第一項の規定により定められた特定事業の見通しとみなす。

3 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十四条第一

（新設）

項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

4 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十五条第一項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

5 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十六条の規定によりされた通知その他の行為は、第一項において準用する同条の規定によりされた通知その他の行為とみなす。

第四章 総合整備計画等

(略)

第五章 拠点返還地の指定等

(略)

第六章 特定給付金の支給

(略)

第七章 雑則

(略)

第八章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者

二 第十四条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出について、虚偽の届出をした者

三 第十七条（第十八条の三第一項において準用する場合を含む

第四章 総合整備計画等

(略)

第五章 拠点返還地の指定等

(略)

第六章 特定給付金の支給

(略)

第七章 雑則

(略)

第八章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者

二 第十四条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

三 第十七条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を

。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第十七条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

附 則

4 附則第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十六条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続により買い取られた土地については、第十八条（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

譲り渡した者

附 則

4 附則第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十六条第一項の規定による手続により買い取られた土地については、第十八条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。